

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月24日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「広報監 地球環境政策監」を「地球環境・エネルギー政策監 人材育成政策監 広報監」に、「人材活性化政策監」を「観光政策監」に改め、「産業観光局観光政策監」を削り、「行財政局人事部給与安全衛生課」を「行財政局人事部給与課」に、「給与安全衛生課労政担当」を「給与課労政担当」に改め、同表区役所支所の項中「室長 副室長」を「副室長」に改め、同表右京区役所京北出張所の項中「担当課長」を「次長」に改め、同表動物園の項中「課長」を「課長 センター長 担当課長」に改め、同表元離宮二条城事務所の項中「次長」を「次長 担当課長」に改め、同表産業技術研究所の項中「研究部長」を「担当部長 研究部長」に改め、同表児童福祉センターの項中「発達障害者支援センター長」を「センター長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「発達障害支援室長」を「教職員資質向上推進室長及び発達障害支援室長」に改め、「白河総合支援学校分校開設準備室副室長」及び「情報化推進総合センターの所長及び副所長」を削り、「総務部総務課の担当課長補佐」を「総務部総務課の人事給与担当の担当課長補佐及び担当係長」に、「企画労務係長及び人事給与担当の担当係長 総務部教職員給与課の担当課長補佐、給与担当の係長及び担当係長」を「並びに企画労務係長」に、「担当課長補佐、人事給与担当の係長及び担当係長」を「人事給与担当の担当課長補佐、係長及び担当係長 総務部学校事務支援室の給与担当の担当課長補佐及び担当係長並びに給与係長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「課長補佐」を「担当課長補佐」に改め、同表看護短期大学の項を削り、同表備考3中「給与安全衛生課労政担当」を「給与課労政担当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)